OSHMS
促進だより

第11号
2007年 7月
OSHMS促進協議会
[事務局] 〒108-0014
東京都港区芝 5-35-1
中央労働災害防止協会内
TEL 03-3452-6404
FAX 03-5445-1774

目 次

国内外の動き

「機械の包括的な安全基準に関する指針」改正へ

6月14日厚生労働省労働基準局長通達「機械の包括的な安全基準に関する指針」(H13.6発出、以下「包括指針」)の改正案についてパブリックコメント(意見募集)の公示が行われました。包括指針はこの結果も踏まえて8月頃には改正される見込みです。

労働安全衛生法第28条の2に関しては、「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」(H18.3、指針公示第1号、以下「調査等指針」)が示され、労働現場のあらゆるハザード(Hazard)を対象としていますが、そのうち機械に関する詳細基準として、この包括指針(第3)が位置づけられています。包括指針は、調査等指針と整合を図るため、また、ISO12100 (JIS B9700)の発行(H17)により国際標準との整合を図るため、改正が必要となり、昨年度から検討が進められていたものです。

主な改正点は、次のとおりです。

① 機械を労働者に使用させる事業者(機械ユーザー)については、リスクアセスメントは必要に応じて、必要な安全方策を行えばよいとなっていたが、第28条の2及び調査等指針に従い3ステップに従った保護方策を行うことに改められたこと。

②「リスクを許容可能な程度に低減」から、適切なリスクの低減に改められたこと。

③「許容可能な程度に低減できないリスクについては、使用上の情報の中で譲渡者に提供すること。」と残留リスクの責務が軽減されるかのような記述であったものが改められた。

④ 別表の保護方策について、機械的な危険性又は有害性(危険源)以外の危険源に対するものが整理して記述されたほか、技術的な修正が行われた。

改正包括指針の内容としては、機械の安全化を図るためには、設計・製造段階及び使用段階のそれぞれで機械に係るリスクアセスメント及びリスク低減措置を実施することが重要であることから、機械の製造等を行う者(機械メーカー)の実施事項が第2に、機械ユーザーの実施事項が第3にそれぞれ示されており、メーカー及びユーザーが情報をやりとりして機械の安全化を進めていくべきことが明確にされています。

(改正案は、次のアドレスからご覧いただけます。)

http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1010&BID=495070045&OBJCD=100495&GROUP=

OHSAS18001/18002最近の動向

現行のOHSAS18001の内容が改正され、OHSAS18001:2007として7月1日前後に公表されます。移行期間は2年とし、2009年7月1日より運用される予定です。OHSAS18001の改正に伴い、OHSAS18002についても改訂作業中で、2008年8月に公表される模様です。

主な変更点は次のとおりです。

1. 従来の「仕様書(Specification)」という表現を改め、「規格(Standard)」とした。
2. 以下の用語の定義が追加または改正された。
   是正措置、文書、不健康(ill health)、インシデント(incident)、労働安全衛生方針、作業場所(workplace)、予防措置、手順、記録等。
3. リスクアセスメント、インシデントの調査、労働安全衛生方針や目標を作成・見直しをする時には、作業者を参加させるようにした。
4. 労働安全衛生に影響を及ぼす変化があった場合は、関係請負人と協議すべきことを明記した。
5. リスク管理方法を明記し、採用の優先順位付けをした。
6. OHSAS18001の「適用範囲」から、"財産や作業環境への損害"を削除した。
7. 衛生面を従来より重要視するような内容になった。

(株)日通総合研究所が新たにJISHA方式OSHMS評価認定機関として中災防と契約

中央労働災害防止協会は、JISHA方式適格OSHMS認定(適格認定)事業の円滑な推進を図るため、本年1月に、(株)日通総合研究所をJISHA方式OSHMS評価認定機関(評価認定機関)とする契約を締結しました。

同所では、陸上貨物運送事業や関連する物流事業者を対象に、適格認定に関する業務を行う予定です。

なお、中災防及び各評価認定機関が適格認定を行った事業場は、6月11日付けで184事業場となりました。(認定事業場の一覧は、次のアドレスからご覧いただけます。)

http://www.jisha.or.jp/oshms/index.htm

ＯＳＨＭＳへの取り組み状況等に関するアンケート調査結果

調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS) への取り組み状況等について実状を把握し、OSHMSの普及促進に資することを目的として実施しました。

2. 調査対象

OSHMS促進協議会会員団体の協力のもと、OSHMS促進協議会会員団体傘下事業場団体ごとに20～30事業場（計665事業場）に対し実施しました。

3. 調査方法

郵送による通信調査

4. 調査実施期間

平成19年1月～平成19年2月

5. 回収率

360事業場から回答（回収率　54.1%）

調査結果の概要

1　ＯＳＨＭＳへの取り組み状況

OSHMSを「構築し実施・運用している事業場」は33.9%、平成17年度の調査結果は25.3%で、8.6ポイントの増加となっている。

OSHMSにすでに何らかの形で取り組んでいる割合は、「構築し実施・運用している」事業場33.9%、「リスクアセスメント等一部を導入している」事業場24.2%、「構築中」事業場5.5%を合計すると63.6%となり、6割以上の事業場でOSHMSに関連した取り組みが行われている。平成17年度の同様の回答項目の割合を合計すると55.7%となっており、7.9ポイントの増加となっている。

一方、「導入する予定はない」とする割合は15.3%となっており、平成17年度の15.4%と比べると0.1ポイントの減少となっている。なお、導入する予定がない理由として43.6%が「現行の安全衛生管理で十分有効」と回答している。

2　ＯＳＨＭＳを導入して得られた効果

OSHMSを構築し実施・運用している事業場において、すでに得られた効果としては、「安全衛生水準の向上」が66.4%、「職場のリスクの減少」が58.2%、「安全衛生活動の活性化」が53.3%となっている。

また、安全衛生水準が「明らかに向上した」又は「向上した」と回答した事業場は合わせて79.5%である。「明らかに向上した」、「向上した」ことを結論づけた理由として「安全衛生管理の仕組みが標準化され、実施すべき活動が明確になった」が75.3%、「内部監査により活動結果の評価が行われ、次年度の活動レベルアップに繋がった」が59.8%、「リスクアセスメントにより、リスクが減少した」が52.6%となっている。

なお、災害発生率の一つの指標である年千人率を見ると、「構築し実施・運用している」事業場、「リスクアセスメント等一部を導入している」事業場、「構築中」事業場の休業（死亡を含む、以下同じ。）災害千人率は1.53、不休災害千人率4.99、合計の千人率が6.52である。一方、上記以外のまだ具体的な取り組み等を行っていない事業場では、休業災害千人率が2.25、不休災害千人率が8.06、合計の千人率が10.31となっており、合計の千人率で比較すると、何らかの導入を行っている事業場の千人率が約３．５割低い結果となっている。

3　リスクアセスメントを実施して得られた効果

リスクアセスメントの実施により感じている効果は、「職場に存在するリスクの情報を共有することができた」が75.5%、「対策を実施すべきリスクに対し合理的な優先順位が決定できた」が69.1%、「本質安全化に向けた対策が実施できた」が50.2%となっている。

事業場に対する調査結果

問１　OSHMSへの取り組み状況についてお答えください。(N=360)

問1-1　問１で「構築し実施・運用している」、「リスクアセスメント等一部を導入している」「構築中」「近々構築に着手予定」「導入を検討中」と回答された事業場の方にお伺いします。
OSHMSを導入又は検討することにした動機をお答えください。(複数回答可)(N=297)

問1-2　問１で「導入する予定はない」と回答された事業場の方にお伺いします。
OSHMSを導入する予定がない理由は何ですか。
(複数回答可)(N=55)

N=回答対象事業場数

問２　平成18年の労働災害の発生状況についてお答えください。

問３　安全衛生の専任スタッフは何人いますか。(N=360)

問3-1　そのうちOSHMSに関する教育（外部研修）を受けている人は何人いますか。(N=266)

問４　OSHMSへの取り組みに当たって、今後受けたいとお考えの外部からの支援等についてお答えください。(複数回答可)　(N=360)

問4-1　問４で「人材育成のための研修会」と回答された事業場の方にお伺いします。具体的に受けたい研修はどれですか。(複数回答可)　(N=169)

問５　OSHMSの導入は、企業の社会的責任（ＣＳＲ）を果たすための取り組みの１つとして位置づけられていますか。　(N=360)

問６　貴事業場の労働安全衛生に関する取り組みについて、社会に向けてどのような情報発信をされていますか。(複数回答可)　(N=360)

問７　マネジメントシステムについての認証等（ISO規格など）を取得されていますか。(複数回答可)　(N=360)

ＯＳＨＭＳの実施の現状について

問１で「構築し実施・運用している」と回答された事業場が対象です。

問８　OSHMSを構築し、実施・運用するに当たり、主に参考にされているもの、一応参考にされているものは、それぞれどれですか。(複数回答可)

【主に参考にされているもの】　(N=122)

【一応参考にされているもの】　(N=122)

問９　従来から実施されてきた安全衛生管理とOSHMSとの関係についてどう思いますか。(N=122)

問９で「不足しているところを補った」「大きく異なっている」と回答された事業場が対象です。

問9-1　従来から実施されてきた安全衛生管理とOSHMSが異なっている点はどのようなものですか。（複数回答可）　(N=102)

問10　OSHMSを実施・運用するにあたり、苦労したところはどのようなものがありましたか。（複数回答可）　(N=122)

問11　OSHMSを実施・運用したことによって、既に得られた効果にはどのようなものがありましたか。
　また、既に得られた効果以外で、今後期待できるとお考えの効果にはどのようなものがありますか。（複数回答可）

【既に得られた効果】　(N=122)

項目	(%)
安全衛生水準の向上	66.4%
職場のリスクの減少	58.2%
安全衛生活動の活性化	53.3%
安全衛生管理の責任の明確化及び組織的、継続的な実行が可能になること	50.0%
労働災害の減少、ゼロまたは少ない状態の持続	30.3%
従業員の士気（モラル）の向上	23.8%
社会的信用が上がること	14.8%
生産性の向上	8.2%
安全衛生の費用対効果の向上	4.1%
労働組合との関係が良くなること	4.1%
取引がしやすくなること	0.8%
無回答	5.7%

【今後期待できる効果】　(N=122)

項目	(%)
労働災害の減少、ゼロまたは少ない状態の持続	37.7%
職場のリスクの減少	26.2%
社会的信用が上がること	23.0%
安全衛生水準の向上	19.7%
安全衛生管理の責任の明確化及び組織的、継続的な実行が可能になること	18.9%
従業員の士気（モラル）の向上	17.2%
安全衛生活動の活性化	16.4%
生産性の向上	11.5%
安全衛生の費用対効果の向上	10.7%
取引がしやすくなること	0.8%
労働組合との関係が良くなること	0.8%
無回答	25.4%

問12　OSHMSの実施・運用により安全衛生水準はどうなりましたか。　(N=122)

問12で「明らかに向上した」「向上した」と回答された事業場が対象です。

問12-1　それは、どのようなことから結論づけられましたか。（複数回答可）　(N=97)

問１で「リスクアセスメント等一部を導入している」「構築中」「近々構築に着手予定」「導入の検討中」「導入する予定はない」「その他」と回答された事業場が対象です。

問13　OSHMSを導入したら、効果が得られるとお考えのものはどれですか。（複数回答可）　(N=238)

リスクアセスメントの取り組み状況について

問14　労働災害防止のために、危険性又は有害性等をどのように把握していますか。（複数回答可）　(N=360)

問15　リスクアセスメントへの取り組み状況についてお答えください。　(N=360)

問 15 で「実施中」と回答された事業場が対象です。（問 15-1 から問 16）

問15-1　リスクアセスメントは、いつ実施していますか。（複数回答可）　(N=233)

問15-2　リスクアセスメントを行うにあたってどのような情報を活用しているかお答えください。（複数回答可）　(N=233)

問15-3　リスクの見積りは、具体的にどのような方法で行っていますか。　(N=233)

問15-4　リスクレベルは、何段階で決定していますか。　(N=233)

問15-5　事業場で実施したリスクアセスメントの結果、特定された（洗い出された）危険性又は有害性は、おおよそ何件ありましたか。　(N=233)

問15-6　問15-5のリスクアセスメントの結果のうち本質安全化および工学的対策を実施するとした件数は、何件ありましたか。　(N=215)

問15-7　問15-6の「実施するとした件数」のうち、対策が実際に実行できたのは、何%でしたか。

(N=196)

問16　リスクアセスメントの導入により特に感じた効果は、次のうちどれですか。(複数回答可)　(N=233)

問17　その他OSHMSの導入について何か御意見等ありましたらご記入ください。

【主な意見】

1．ＯＳＨＭＳの導入、構築に関する意見等

・今までの管理手法に比べて、ＰＤＣＡがしっかり組み込まれており、又、各級管理者の役割、権限が明確になっているので、安全衛生基準の向上に非常に有効だと思う。

・OSHMSの導入により「リスクアセスメントの導入効果」とシステムの要求事項を満たす為の活動による「システムのＰ・Ｄ・Ｃ・Ａの循環と改善効果」が見えるようになってくる。

・効果的な運用には今後関係請負人へのOSHMS教育、とりわけトップへの教育が不可欠。その為にも元請と関係請負人との良好な関係大切。

・協力会社と一体となってやる事が必要である。理解されれば自然と職場全体のＰＤＣＡに対する共通認識が生まれ、モチベーションが上がる。

2．リスクアセスメント実施に関する意見、課題等

・過去に実施したリスクアセスメント及び対策を継承できるようなシステムの構築を目指したい。

OSHMSへの取り組みのための1問1答

我が社では現在、リスクアセスメントの導入をすすめていますが、複数の作業者でのリスクアセスメント結果を見るとリスクの見積り、評価にバラツキがあります。どのように対処すればよいでしょうか。

個人が行うリスクの見積り、評価には「もともとばらつく性質がある」ものです。特に導入されて間もないのであれば必ず出てくる問題のひとつです。次の事項に注意して実施してはいかがでしょうか。

①リスクアセスメント実施者の知識や経験

リスクアセスメントの実施は、安全衛生担当者や現場の管理監督者だけではなくその作業に携わる作業者も参加すべきでしょう。特に、リスクアセスメントの前半部分である危険性又は有害性の特定（リスクの洗出し）やリスクの見積り、評価はその作業について最もよく知っている作業者の参加が重要です。その際、どのようなことが起こり得るのか、どのような危険が潜んでいるかは作業者のそれまでの知識や経験により差が出て当然です。「リスクに対する認識には個人差がある」ということを皆が理解し、共通認識が得られるまで話し合うことが重要です。それにより、今まで気がつかなかった認識や、体験したことのないヒヤリ・ハットも作業者同士で共有でき、リスクの見積り、評価についても回数を重ねるごとにバラツキを抑えることができます。

②リスクの見積り・評価基準の不備

見積り・評価基準が明確でない場合は、必ずバラツキが起ります。リスクアセスメントを導入する際は、全社一斉に導入するよりもまずトライアルを特定の職場で実施し、分かりにくかった又はあいまいな基準について委員会や検討会で再検討する必要があります。トライアルを何回か重ねるごとに、基準が明確になり基準の理解も深まるでしょう。また、基準がしっかりしていても理解度の不統一もバラツキの原因です。例えば「頻度」という表現では１週間に１度以上と考える人もいれば１日に１度以上と考える人もいるということになるので具体的に書くほうがバラツキを防ぐことができます。さらに、教育や実施回数を積み重ねることにより改善されます。

③「危険に近づく頻度」の考え方

リスクの見積り、評価を「危険に近づく頻度」、「危険に近づいたときに怪我をする可能性」及び「怪我をしたときの重篤度」の三要素方式を用いて実施する場合、「危険に近づく頻度」は「作業の頻度」と考え違いをしていることが多く見られます。例えば、「階段を昇降する頻度」ではなく「滑って階段を踏み外す頻度」であり、「重量物を手で持って運ぶ頻度」ではなく「手が滑って重量物を落とす頻度」とするべきです。この場合に「作業の頻度」とすると、滑り止めを貼った階段に変更しても、台車を使用又はコンベアを設置して運搬するとしても見積もり結果に反映されないので、適切とはいえません。各要素の考え方も正しく理解されている必要があります。

リスクアセスメントを導入して、はじめから成功する例は少なく、導入している多くの事業場では当初はさまざまな苦労をされたことと思います。ただし、定着すれば災害防止に大きな効果を発揮することは統計からも明らかです。危険性又は有害性の特定（リスクの洗出し）、リスクの見積り、評価は死亡や重症などの重大災害となる危険性又は有害性を漏れ落ちなく見つけ出し、優先的にリスク低減措置を講じるリスクアセスメントの重要な部分ですので、適切に評価したいですね。